

資料1

長久手給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり公布する。

令和 年 月 日

長久手市教育委員会教育長 川本 忠

長久手市教育委員会規則第 号

長久手給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則

長久手給食センター運営委員会規則（平成 19 年長久手町教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(委員) 第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。 (1) <u>教育部長</u> (2)～(7) (略) 2 <u> </u>委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 <u> </u>委員は、<u>再任する</u><u> </u>ことができる。 (委員長) 第 4 条 (略) 2 委員長の任期は、2 年とする。ただし、<u>再任する</u>ことができる。 3 及び 4 (略)	(委員) 第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。 (1) <u>教育長</u> (2)～(7) (略) 2 <u>前項第 7 号の</u>委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 <u>第 1 項第 7 号の</u>委員は、<u>再任される</u>ことができる。 (委員長) 第 4 条 (略) 2 委員長の任期は、2 年とする。ただし、<u>再任される</u>ことができる。 3 及び 4 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

○長久手給食センター運営委員会規則

平成19年4月1日

教委規則第4号

改正 平成20年3月14日教委規則第7号

長久手給食センター運営委員会規則（昭和47年長久手町規則第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、長久手市立長久手給食センター設置条例（昭和47年長久手町条例第12号）第4条に定めるもののほか、長久手給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

（委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 教育長
- (2) 市立小中学校の校長
- (3) 市立小中学校のPTAの代表者
- (4) 市立保育園の指導保育士
- (5) 市立保育園の保護者会の代表者
- (6) 愛知県瀬戸保健所の職員
- (7) 学識経験者

2 前項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第7号の委員は、再任されることができる。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

(議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、給食センターにおいて処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の長久手給食センター運営委員会規則（以下「旧規則」という。）第5条の規定により委嘱された長久手給食センター運営委員会の委員（旧規則第5条第1号の委員を除く。）である者は、この規則の施行の日に、改正後の長久手給食センター運営委員会規則（以下「新規則」という。）第3条第1項の規定により委員会の委員として任命され、又は委嘱されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則第6条第2項の規定により定められた長久手給食センター運営委員会の委員長である者は、この規則の施行の日に、新

規則第4条第1項の規定により委員会の委員長として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧規則第6条第3項の規定により定められた長久手給食センター運営委員会の委員長としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成20年教委規則第7号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。